

アスリート委員会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「当連盟」という。）の、アスリート委員会（以下「委員会」という。）について定める。
- 2 委員会は、当連盟定款第39条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規定に定めるところによる。

(委員会の目的)

- 第2条 委員会はソフトテニス競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにソフトテニス競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。
- (1) アンチドーピングについての教育や啓発に関すること
 - (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
 - (3) ジュニア選手のサポート環境の整備やその改善に関すること
 - (4) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
 - (5) 選手のセカンドキャリアに関すること
 - (6) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
 - (7) ソフトテニス競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
 - (8) 連盟主催事業に協力し、ソフトテニス競技の普及発展に寄与すること
 - (9) その他選手に関すること

(構成)

- 第4条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

委員長	1名
副委員長	1名～2名
委員	5名以内

(現役アスリート男女各1名以上、外部有識者2名以内)

- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 副委員長、委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートとは、ナショナルチームメンバーか、以前にナショナルチームメンバーであった選手とする。

- 2 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けていない者でなければならない。

(任期)

第6条 委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員長、副委員長または委員が、欠員または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長および委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

第7条 委員会は年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 3 業務執行理事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(活動計画等)

第10条 委員長は、年間の活動計画および予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 委員会の活動（会議を含む）にあたっては、当連盟の旅費規程による。

附則 1. この規程は令和3年2月20日から施行する。